

006

## 大分と東京とを結ぶ事業継続計画 データバックアップを顧客にも働きかける

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
株式会社エイビス 【平成 27 年】	2320001000601	その他防災関連事業者 【情報通信業】	大分県

### 取組の概要

#### 大分本社と東京支店と連携させた事業継続計画

- ソフトウェア開発等を行っている株式会社エイビスでは、東日本大震災を機に、大分本社と東京支店を連携させ、両者による「事業継続計画」を策定した。
- 「負傷者を出さない、解雇者を出さないこと」、「大規模災害時における中核事業の復旧時間 20 日以内」、「大分、東京間の資産（システムを含むデータ）の冗長化し、顧客サービスの確保を図る」の 3 点を基本方針とし、マニュアルに沿った、定期訓練を行うことによって大規模自然災害に対する企業・社員自身の災害対応力の向上を図っている。



▲事業継続計画説明会の様子

### 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

#### 東日本大震災をきっかけに取組を始める

- 東日本大震災時、同社の取引先において、大切な社員や設備を失った企業や、事業復旧の遅れから事業縮小し従業員を解雇した企業等が発生した。また同社の東京支店社員においても、帰宅困難となったことをきっかけに、大分での就業を希望し地元に戻る事例が発生した。このことから、大規模自然災害への事前対策の重要性を感じ、事業継続計画の策定の取組を始めた。
- まず、代表者を本部長とした BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の代表メンバー 4 名を選定し（その他各部署から：大分 8 名、東京 2 名）、基本方針、事業継続対応、インシデント対応、運用支援、管理活動に関する BCP マニュアルを作成した。

#### 事業継続計画を運用する上での苦労

- BCP マニュアルを策定はしたものの、実際の運用となると計画どおりにはいかないということを感じている。例えば、大分と東京で地理的に離れているため、互いに現地の状況（地震や台風の緊急度）が把握しにくく、計画どおりに安否確認メールの発信ができなかったこと等があった。
- 本社側の権限を東京に一部移すなど、より実践的な BCP への変更を現在検討しているところである。また今後の課題として、「備蓄すべき備蓄品の定期的な費用確保と保管管理（マニュアルに定める備蓄品：28 品目）」、「『災害情報収集先』や『従業員携帯カード』等をコンパクトにす

る」、「定期訓練を計画どおりに行き、『災害は来る』という一定の認識を維持する」などを認識しており、今後の取組に生かしていく予定である。

## 取組の平時における利活用の状況

### 自社システムのバックアップを顧客にも活かす

- 自社の事業継続計画の一環として、大分本社の情報と東京支店の社内データを相互にバックアップを取って補完し合えるようにした。そして、どちらかが被災しても片方に完全な（最新の）データが保管されているよう同期を確実にした。
- 大分本社と東京支店間でのデータバックアップの仕組みを、顧客と大分本社、もしくは顧客と東京支店の間にも応用することで、顧客の事業継続支援へと横展開している。なお、顧客の事業継続支援として、これまで同社で培ってきたデータのバックアップシステムをクラウド化させることにより、非常時でも端末があればデータの確認ができるサービスを始めている。
- 顧客にデータバックアップの重要性を改めて案内するため、リーフレットを作成し、全ての顧客への訪問都度に説明を行った。特に水質データ、大気観測データ等過去データに重きを置くシステムを利用する顧客には、提携先のデータセンターを活用したバックアップを促している。

### 普段から安否確認に活用することで、災害時の実効性を高める

- BCP マニュアルは、大分本社の2か所、東京支店の1か所に常設し、誰でもが見ることができるようになっている。また、毎年3月、9月に避難訓練を実施している（社員へのメール発信、出張者・移動者の安否確認、避難場所への移動）。これにより、社員のメールアドレスの変更有無等を確認している。
- また台風発生時等においても、公共交通機関への影響度合いを考慮した安否確認を行っている。

## 防災・減災以外の効果

- 営業面において、顧客システムの保守項目にバックアップの項目を追加したことで事業範囲が拡大したほか、顧客のバックアップシステム構築を受注するなど売上増大につながっている。

## 今後の課題・今後の展開など

- 大分県内にも被害が発生した平成28年熊本地震の際には、被災地域の顧客や導入先へ連絡対応を行った。避難生活をしている各顧客と情報交換ができないこともあったため、自治体、医療機関は優先的に連絡対応を行う必要があると感じたため、適切な対応ができようBCPマニュアルを変更することとしている。

## 周囲の声

- もともと大分県のニュービジネス発掘・育成事業の認定等で同社とは付き合いがあり、県としても平成 24 年から BCP 策定マニュアルを HP に掲載するなど、民間企業の強靱化に資する取組を推進する中で同社に BCP 策定のお声がけをした。また、同社は臨海部に立地していたことから、その移転についても助言し、平成 27 年 3 月に移転に至った。今後も民間企業への支援を拡大させていく予定である。(地方公共団体)

007

## 本店被災の際には「関西バックアップ本部」を立ち上げ：損害保険会社の事業継続計画

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
東京海上日動火災保険株式会社 【平成 27 年】	2010001008824	その他事業者 【金融業，保険業】	大阪府

### 取組の概要

#### 社会的使命を果たすために

- 損害保険会社は、地震、台風等の災害が発生した際には、被災地はもちろん被災地以外でも、保険事故の受付、保険金等の支払、保険契約の締結等、損害保険会社固有の業務を継続する社会的使命を担っている。
- このことから、東京海上日動火災保険株式会社では、「事業継続計画」という概念が浸透する以前から、災害時における営業継続に向けた取り決めが社内存在し、常に見直しと改善を行ってきた。
- 現在も、事業継続計画を実行するための具体的なマニュアルを作成し、普段から訓練を行っている。特に、東京に立地する同社の本店が被災した場合は、関西地区にバックアップ本部を立ち上げることや、大型の台風が接近する場合には予め調査員を現地へ送る準備を行うなど、全国規模の取組で、保険業務の継続に努めている。

#### 災害に関する事業継続計画における基本方針

##### 災害発生時における社員の行動原則

災害発生時の社員の行動について、優先順位を次の通りとしています。

1. 生命の安全確保
2. 地域社会の安全確保への協力
3. 重要業務の継続(事業地域)

すなわち、「事業地域」に対する行動に先駆け、「生命の安全確保」や「地域社会の安全確保への協力」を優先的に行うことを社員の行動原則としています。

##### 事業継続における重要業務

災害発生時においては、次の3つの業務を重要業務とし、リソース(要員、資金ほか)を必要に応じて振り替え、これらの重要業務の継続を最優先します。

1. 保険事故受付業務
2. 保険金、満期返金金等の支払い業務
3. 保険契約締結業務

#### ▲事業継続計画における基本方針

### 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

#### 本店が被災した際には「関西バックアップ本部」を立ち上げ

- 同社では、地震、台風等の災害が発生し、自らが被災した場合においても、事故の報告を受け付け、契約者に保険金を支払う社会的な役割を果たすため、事業継続計画を策定している。
- 本店では、平時より事業継続計画に基づいて、具体的に行動するためのマニュアルの作成や、訓練等の災害対策を行う「災害対策推進チーム」を組織している。同チームは本店機能のほぼすべての部で構成する横断的な組織であり、各部の部長と、次長または課長を数名選出し、合計 100 名ほどで運営している。
- また、有事には、「本店災害対策本部」を立ち上げ、被災地の保険金支払等をサポートする態勢を整えている。この対策本部は、社長、災害対策担当等の各役員に、平時の災害対策推進チームのメンバーが加わる仕組となっている。
- 万一、本店が被災した場合は、関西地区に「関西バックアップ本部」を設置し、安否確認、建物

安全確認、救援物資の手配等の初動対応と、地震保険の事故受付等の保険業務、その他状況に応じて必要事項の全店への指示・連絡等、本店災害対策本部の業務を行う予定としている。

◆本店災害対策本部の組織図(概要)



▲本店災害対策本部の組織図

**速やかに災害対策本部を立ち上げるための工夫**

- 地震の発生は、台風と異なり事前に日時・場所を予測できないが、「県庁所在地・政令指定都市・東京 23 区で震度 5 強を記録する地震」もしくは「日本国内で震度 6 弱以上を記録する地震」が発生した場合は、夜間・休日を問わず速やかに本店災害対策本部を立ち上げ、態勢を整えることとしている。そのため、自動参集ルールの制定、地震発生を知らせるメール配信システムの導入等を行っている。
- なお東日本大震災時には、通常の事故受付フリーダイヤルに加え、「地震災害事故受付センター」を設置し平時より約 270 名を増員、また鑑定人や被災地以外の社員等を被災地及びバックアップオフィス等に派遣し、被災地に勤務する社員等とあわせて延べ約 1 万人の全国体制で対応した。
- 平成 28 年熊本地震においても、同社の全国の部店やグループ会社から最大時 1,000 人の要員を現地に派遣するとともに、東京には震災保険の「保険金ご請求センター」を設置するなど、全社・グループを挙げた応援態勢により、対応を行った。



▲被災地やバックアップオフィス  
に向かう社員

**取組の平時における利活用の状況**

**1 年間に何度か発生する自然災害に対しても、事業継続計画に基づいた対応を行う**

- 事業継続計画に基づき、お客様に迅速に保険金を支払うことで、経済的な損失の補てん、復旧の促進となり、ひいては被災地域の復興につながる。東日本大震災においても、本計画に基づき、最大限迅速な保険金の支払が行えるよう努力した。
- 平時においては、事業継続計画に基づいた、具体的なマニュアルの作成、訓練等を実施している。なお、1 年間に何度か発生する有事（地震、台風のの上陸時）には、当該事業継続計画に基づき対応を行っている。

- 例えば台風については、「中心気圧 960hPa 以下で日本列島に上陸した場合（沖縄、島しょ部を除く）」には、本店災害対策本部を立ち上げ、事業継続計画に基づいた対応を図ることとしている。台風は進行する地域や被害規模がある程度予測されるため、予め保険金支払のための調査員を被害が予想できる地域に派遣する準備をしておくなど、より迅速な保険金支払につながるよう取り組んでいる。

## 周囲の声

- 被害者対応に迅速に当たる必要がある全国規模の損害保険会社として、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）をいち早く策定し、即応体制を常に整え、代替拠点を大阪に確保するなど、多様な危機事象に有効な戦略を備えている。また、取組の概要を公表して、BCP を策定しようとする多くの企業・組織に対して、BCP の具体的なイメージを広く知らせる役割も果たした。これらの点が事業継続推進機構の BCAO アワードで表彰される理由となった。その後も、各地で発生する災害への対応の実践を踏まえ、継続的な改善に取り組み、事業継続のより高い実効性を確保する姿勢は高く評価されている。（国立大学教授）

自分を守る！ ▶初動体制の構築		02 役割やルールを決める	
<b>008</b>	<b>帰宅困難者対策も充実した事業継続計画（BCP）</b>		
取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
大成ロテック株式会社 【平成 27 年】	4010001034835	インフラ関連事業者 【建設業】	東京都
<ul style="list-style-type: none"> <li>大成ロテック株式会社は、建設業の中でも社会インフラの整備に関連する舗装工事業を主たる業務としていることから、災害時に早期の社会インフラ復旧に協力するための事業復旧を目的とした「事業継続計画」を策定し、行動指針、対応策、災害時の組織体制等を明示するとともに、計画内容を定期的に確認・訓練している。</li> <li>同社では、「都心南部直下地震」を想定した事業継続計画を立てるとともに、「台風体制等」の全社統一基準も設けており、社内の警戒態勢要領を定めている。 帰宅困難者については一定期間社内に収容し、翌々日までの帰宅想定をしており、社内には必要な食料、飲料水、一人用テント等を人数分用意するとともに、社外の帰宅困難者の受け入れにも備え、備蓄品の数量には一定の余裕を持たせている。</li> </ul>			

自分を守る！ ▶初動体制の構築		02 役割やルールを決める	
<b>009</b>	<b>建築設備面での BCP 力を強化した多摩支店</b>		
取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
東京電力株式会社 【平成 27 年】	1010001008825	インフラ関連事業者 【電気・ガス・熱供給・水道業】	東京都
<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力株式会社多摩支店は、多摩地域の電力供給の拠点であり、災害時にも稼働が求められる施設である。東日本大震災時に水や電源確保の重要性を認識したことから、設備改修とあわせて、蓄熱槽水の中水利用や保安電源の確保、特殊系統の空調等、事業継続に向けた設備の充実を行った。</li> <li>同社では、非常時に建物利用者であれば給水・電源設備等の被災状況を確認できるよう応急手順書を整備しているが、多摩支店ではさらに、簡易な操作で、蓄熱槽水及び非常電源を利用できるよう整備している。</li> </ul>			

自分を守る！ ▶初動体制の構築		02 役割やルールを決める	
<b>010</b>	<b>事業エリア 2.5km 圏内に防災要員用社宅を設置</b>		
取組主体【掲載年】		法人番号	事業者の種類【業種】
森ビル株式会社 【平成 27 年】		1010401029669	その他防災関連事業者 【不動産業、物品賃貸業】
実施地域		東京都	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森ビル株式会社では、「逃げ出す街から逃げ込める街へ」を標榜し、①震災対策要綱の策定、②防災組織体制の構築、③災害時の情報収集システムの構築等、災害時に全社で迅速な復旧活動に対応できる体制の構築に取り組んでいる。</li> <li>● このうち震災対策要綱の策定は、平時の対策及び地震発生時の対応・行動基準等について規定することを目的としており、『東京都 23 区 震度 5 強以上』で、自動的に「震災対策本部」を立ち上げ、情報収集、緊急時の判断、指示、応援を行う体制を構築している。</li> <li>● 防災組織体制としては、事業エリアの 2.5km 圏内に防災要員社宅（約 100 名の防災要員）を置き、有事の際に迅速な初動活動が行える体制を整えている。また、震災時には約 1,300 名の全社員が活動できるよう、日頃から災害を想定した訓練（体験訓練・徒歩訓練・安否確認訓練等）を実施している。社員には普通救命講習資格の取得を義務づけ、人命救助を最優先とした対策を講じている。</li> <li>● また、災害時の情報収集システム「災害ポータルサイト」を独自に開発し、それにより、全管理物件（100 棟以上）の被害状況及びビル係員安否、エレベーター閉じ込め被害、備蓄資機材の情報等を一元管理している。</li> </ul>			

自分を守る！ ▶初動体制の構築		02 役割やルールを決める	
<b>011</b>	<b>大槌の老人ホーム 民間ヘリと災害協定</b>		
取組主体【掲載年】		法人番号	事業者の種類【業種】
社会福祉法人堤福社会 【平成 27 年】		9400005004393	サプライ関連事業者 【医療、福祉】
実施地域		岩手県	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 岩手県大槌町の特別養護老人ホーム「らふたあヒルズ」（社会福祉法人堤福社会）は、まちを見下ろす高台に位置し、東日本大震災では、幹線道路が寸断され孤立した。このため、敷地内にヘリポートを整備し、特定非営利活動法人市民航空災害支援センターとの災害支援に関する協定を締結した。</li> <li>● 協定は、要請することのできない状況でも災害時市民航空災害支援センターの判断で、ヘリコプターによる人物や物資の搬送、情報収集等自主的に支援するというものであり、陸路で 2 時間かかるところを 30 分に短縮できる。</li> <li>● 今まで数回の飛行体験を含めた防災訓練を実施し、基本的なヘリコプターの乗り方や、車いす・携帯用酸素ボンベ等の使用方法、ヘリの危険性や有効性への理解の醸成、更なる活用に向けた検討を実施した。なお、平成 27 年には、民間ヘリコプターにて、マーシャラー（航空誘導員）の誘導により、同老人ホームの入居者がヘリコプターに乗り降りする防災訓練を 4 度にわたり行っている。</li> </ul>			

## 012 東日本旅客鉄道における「津波避難行動心得」

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
東日本旅客鉄道株式会社 【平成 27 年】	9011001029597	サプライ関連事業者 【運輸業, 郵便業】	東京都

- 東日本旅客鉄道株式会社では、東日本大震災発生以前より、津波対応マニュアルの作成、避難看板の駅への掲示、勉強会の実施や降車誘導訓練を行ってきた。東日本大震災では、在来線の 5 本の列車が津波により脱線し流されたが、列車内や駅にて津波被害にあった旅客はいなかった。
- より一層の安全の確保に向け、これまでのルール、マニュアル及び訓練のあり方等について見直しを行い、津波到達まで時間的に余裕が無い場合において、避難を実施するにあたり、社員一人ひとりが取るべき行動指針として「津波避難行動心得」を制定した。
- 【津波避難行動心得】
  - 一 大地震が発生した場合は津波を想起し、自ら情報を取り、他と連絡がとれなければ自ら避難の判断をする。(避難した結果、津波が来なかったということになっても構わない。)
  - 二 避難を決めたら、お客さまの状況等を見極めた上で、速やかな避難誘導を行う。
  - 三 降車・避難・情報収集にあたっては、お客さま・地域の方々に協力を求める。
  - 四 避難したあとも、「ここなら大丈夫だろう」と油断せず、より高所へ逃げる。
  - 五 自らもお客さまと共に避難し、津波警報が解除されるまで現地・現車に戻らない。

253

# 「おたる災害駆けつけ隊」 ～地元建設会社が真っ先に駆けつけて復旧支援～

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
小樽建設協会 【平成 28 年】	-	その他防災関連事業者 【建設業】	北海道

## 1 取組の概要

### 地元建設会社による災害復旧支援

- 災害発生時における緊急復旧活動は建設会社が果たすべき重要な社会的役割の一つである。大規模災害により、建設会社自体が大きな被害に遭い、会社機能が停止した場合、復旧活動に支障を来し、重大な影響を及ぼす可能性がある。
- このため、小樽建設協会では、協会と会員である各建設会社が BCP を策定するとともに、“北海道初の取組”として地元建設会社が真っ先に駆けつけ復旧活動を迅速に行う「おたる災害駆けつけ隊」を平成 27 年 12 月に発足した。



▲後志地方の5つの区域と担当建設会社

## 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

### 地域特性をふまえ、地元を熟知した会社が復旧にあたる

- 東日本大震災の際、地元建設会社が果たした迅速な復旧活動を参考として、同協会では、自らの復旧活動に向けた計画を見直すこととした。
- 北海道の後志地方は、複雑な海岸線、豪雪の山間部、北海道内でも有数の観光地小樽があるなど、想定される災害も多岐にわたり、土砂災害、河川の決壊、インフラ損壊、埠頭損傷等に備える必要がある。
- 同協会では、会員が責任を持ち、災害時に迅速確実に復旧活動できる体制とするため、後志地方を5つの地域に分割し、1地域につき3～6社を担当会社と設定して、有事の際の復旧活動にあたる体制を整えた。

### 自治体と連絡がとれない場合にも、自発的に復旧に取り組む

- 同協会では、地区の特性を熟知した会員建設会社が区域を担当し、自治体や行政機関と連絡が取れない状況であっても、自発的に復旧に取り組む行動指針を策定した。
- 地元建設会社が BCP 策定することで、災害時に、道路や橋等の交通インフラや、電気・ガス・水道等の生活インフラ等の緊急復旧活動を推進するとともに、個々の建設会社が事業活動を継続できる体制を整えた。



▲小樽開発建設部と打合せ

## 3 取組の平時における利活用の状況

- 今後、局所的な災害時においてもこの取組で復旧活動を担う。また、実働訓練等も定期的に実施していく。
- 同協会企業では、災害時以外の活動として、災害復旧の経験豊富な会員企業が、これまで蓄積してきたノウハウを経験の少ない会員企業及び若手技術者に伝授して、さらなる迅速確実な災害復旧を目指す。

## 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 地元建設会社が真っ先に駆けつけ、責任を持って担当地域を復旧活動することは国土強靱化の基本目標である「迅速な復旧復興」の推進に資する。
- 被災後に地域が早々に復旧・復興するためには、地元詳しく普段から活動している地域の建設業者が早々に復旧活動に入れることが重要である。本取組は、地元根を張る複数の建設業社が山地で地形が複雑な小樽管内すべてを網羅することで、早期の復旧を図れるようになる。

## 5 防災・減災以外の効果

- 建設業のイメージアップを図ることにより、人手不足及び担い手育成の一助となるとともに建設業とその社員のモチベーション向上につながる。
- 被害状況に応じて資機材・労力を効率的に投入することを心がけることで、協会会員企業内での資材管理方法の見直しの契機となった。

## 6 現状の課題・今後の展開など

- 防災に対する意識向上を図るため、地域住民と一緒に考える機会をどのようにつくるかが当面の課題である。

## 7 周囲の声

- 「道内でも地域を細分化し復旧活動を効率化する取組は聞いたことがない。非常に力強く、参考になる動きだ。」(業界団体)
- 今後、防災訓練を合同で行うなど地域と一体となった防災力の向上を目指しており、建設協会 BCP との一層の連携を期待している。(所管官庁)

## 254 業務継続体制の強化に向け「非常事態対策室」を常設

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
株式会社静岡銀行 【平成 28 年】	5080001002669	その他事業者 【金融業、保険業】	静岡県

### 1 取組の概要

#### 非常事態対策室を新社屋に常設

- 株式会社静岡銀行では、平成 26 年 10 月に、老朽化した旧本部棟（昭和 39 年竣工）にかわり、本部棟「しずぎん本部タワー」を建設し、災害時の業務継続体制を強化するとともに、同タワー内に、地域の防災拠点としての役割を担う「非常事態対策室」を常設した。



▲DIG 訓練の様子

### 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

#### ソフト面の体制整備

- 同行では、新たな本部棟（しずぎん本部タワー）の建設前から、BCP として「非常事態対策要綱」を定め、免震構造のシステムセンター内に非常事態対策室を備え、当該非常事態対策要綱等に基づき、次に記載するソフト面の対策を継続的に実施してきた。
  - 全店で緊急要員（非常事態発生時の参集要員）を任命している。
  - 年 2 回のグループ会社を含めた全行ベースの防災訓練では、預金手払い・為替送信等の実務に即した訓練や、津波避難訓練等多種の訓練を実施している。
  - 経営陣も参加する非常事態対策本部の運営訓練では、DIG（デザスター・イマジネーション・ゲーム）訓練を実施している。
  - BCP の内容を抜粋した常時携行可能な「非常事態対策要綱 [ポケット版]」を作成し、全役職員へ配布している。



▲本部タワー

#### ハード面の強化

- しずぎん本部タワーの建設に合わせ、同タワー内に「非常事態対策室」を設置した。
- 「非常事態対策室」では、本部と全ての営業店を一斉に接続する「テレビ会議システム」を非常事態発生時の通信手段としているほか、全店舗の内外に設置した約 5,400 台の防犯カメラを活用し、情報収集や営業店への指示を迅速に行う体制を整えた。また同行では、非常事態対策要綱等に同システム機器の管理手続きを定め、実際の接続訓練による運用習熟に努めている。

### 3 取組の平時における利活用の状況

- 「非常事態対策室」に設置している 27 面マルチディスプレイ及びテレビ会議システムを活用して銀行本部と国内 171 店舗を結び、静岡県内市町の首長ならびにすべての地方公共団体の地方創生担当職員等、「産・官・学・金・労・言」、あわせて総勢約 400 名が参加する「地方創生全体会議」を平成 27 年 9 月に開催した。銀行主催による県内すべての地方公共団体の地方創生担当者が参加する会議は、全国で初めてのケースとなった。
- また、台風等の自然災害発生時にも、各店・地域の被災状況把握のため、非常事態対策室を有効に活用している。

### 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- しずぎん本部タワーには自家発電設備を備えるとともに、「非常事態対策室」には複数の通信手段を配備し、有事の際における迅速な対応の基盤となっている。
- 同行では、社会インフラが混乱するような大規模停電や大規模災害、システム障害等の不測の事態の発生時においても、銀行機能を低下させず業務を継続することで、地域経済の早期復旧に貢献する体制を整えている。

### 5 防災・減災以外の効果

- 災害時において地域住民の預金引き出しや送金に対応できるよう、預金手払い訓練や為替送信訓練では、システムを使わず、管理表や電話・FAX 等で便宜的な取扱の訓練をした。同行は、通常預金・為替業務を担当していない職員を対象に訓練を行うことにより、業務スキルの平準化を進めている。

### 6 現状の課題・今後の展開など

- 非常事態発生時に備え、「非常事態対策室」の立ち上げ・運用ができる人員を相応に確保することが必要となる。同行では、同室設置の各機器の操作方法習得者の増加を図っていくとともに、有効な運用方法の検討を進めていく予定である。

### 7 周囲の声

- 地域に根付いた金融機関として、自社の業務継続のみならず、被災時の市民の暮らしを支える取組として期待している。(防災関係団体)

## 255 特別養護老人ホームでの事業継続計画の策定

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
社会福祉法人海光会 【平成 28 年】	5080105003852	サプライ関連事業者 【医療, 福祉】	静岡県

### 1 取組の概要

#### 防災士取得により危機管理意識向上

- 社会福祉法人海光会では、平成 24 年に理事長が静岡県ふじのくに防災士を取得した。理事長が防災士研修で学んだことを基軸に、同福祉法人では防火管理者と協働し、介護老人福祉施設「海光園」の BCP 事業継続計画を策定した。
- 計画の策定によって災害時に適切に対応できるように、職員として介護における能力の向上を図る。地震防災対策マニュアルを作成し、職員への周知・教育・訓練を徹底、施設内の地震対策（非常用の備蓄、耐震補強・落下物対策）を行うことにより、災害時に迅速かつ適切な対応が期待でき、地震による被害を最小限に抑える。また、その後においても、より早く、適切なケアが提供できる体制を確立することを策定の目的とする。
- 災害発生時の初動対応訓練を年 2 回以上実施し、ロールプレイングを重ねることで、紙面上では気づくことのできない小さな改善を積み重ねている。
- 平成 24 年より毎年 1 名、静岡県ふじのくに防災士の資格取得を目標とし、現在 4 名の防災士が在籍している。



▲訓練の様子

### 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

#### 発災直後からステージごとにアクションプランの策定

- 同福祉法人では施設機能、立地、地域性を考慮し、施設に対応したものになるよう内容の改善を重ね、平成 26 年度に事業継続計画を策定した。策定において、ステージを地震直後、発災当日、発災～3 日後、4 日以降に分割して計画した。
- 発災直後のステージでは、日勤及び夜勤の時間帯に応じ火気を扱う厨房の消火及び連絡体制のほか、特養ではフロア毎のケアハウスにおいて職員の対



▲テント設営訓練

応マニュアルを明記した。また市内の指定避難所一覧と連絡先を整理することで、最寄りの避難所等へアクセスを確認している。他にもエレベータや居室に閉じ込められたケースや応急救護の対応、通信手段の確保等、災害時に施設内で起こりうることの検証を重ねている。

- 平成 27 年度には、計画を実行できるよう地震想定訓練を 2 回実施し、停電の際の食事の提供や入所者のケアに使用する器具の使用訓練等を実施した。

### 備蓄品等の整備

- 海光園では、施設が孤立しても 7 日間耐えることを想定とした備蓄、設備を整えている。また、被災時の機動性を考慮し、備蓄品の配置場所にも工夫を施している。食糧備蓄では、発災から 2 日までは加熱調理や水を使わないで提供できる食品を選定し、特別養護、短期入所、ケアハウス、デイサービス、職員の人数に応じて確保。保存食料は一般的な食材に加え、高齢者でも食べやすい柔らかい食品やミキサー食を確保している。食事介助中に揺れを感じた場合に、誤嚥しないよう、声をかけるなどを明記している。
- 防災備品としては、水、食料（各フロアに 3 日分を配置）、おむつ、毛布、衛生用品（メインフロアの室内防災倉庫に配置）、自家発電機（ガソリン・ガス式を各 1 台、各フロアに設置）を備蓄している。
- 介護食の献立は、メニューの種類を絞り、袋からそのまま提供できるものを準備した。野菜不足を補うため、災害用野菜ジュースも準備している。発災後、3 日目からは炊き出しを行うという想定で、常食・きざみ食等利用者に適した食事を提供できるよう工夫した。



▲おむつ



▲ 3 日分の水と食料



▲自家発電機（左:ガソリン 右:ガス）

- 介護食やおむつ等の消耗品は消費期限が短く、これらの管理に労力とコストがかかることから、給食委託先、オムツメーカーと有事体制について協議してきたが、最悪の場合道路寸断等が考えられるため、自家備蓄が現実的と判断した。また、事業継続には電気の代替も必要と判断し、平成 28 年 12 月災害用ガスバルク及びガス式自家発電機を新たに導入した。

## 3 取組の平時における利活用の状況

- 海光園では、2 ヶ月に 1 回、防災会議を開催し、日頃から職員の防災意識啓発を行っている。その際、発電機の作業訓練、備蓄品場所の確認及び棚卸し、屋外テントの設営訓練等の実務訓練も行っている。

- 地域の災害リスクを学ぶことができ、リスク対象を火災や風水害等範囲を広げ、土嚢を備蓄に追加する対策を講じた。

#### 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- スタッフが事業継続に向けた訓練に毎回真剣に取り組むことで、災害時にも冷静に落ち着いて行動でき、利用者にも平常心で対応できることが期待される。

#### 5 防災・減災以外の効果

- 消臭効果のあるおがくずを地域の大工さんに提供してもらい排泄物の消臭に利用するなど、地域社会での交流から得た情報から新しい取組につながった。

#### 6 現状の課題・今後の展開など

- 夜間に災害が発生した場合の対応や津波警戒時の海岸線を通った利用者の輸送の安全確保が課題となっている。

#### 7 周囲の声

- 市としては、社会福祉法人 3 法人と協定を結んで、訓練を市として求める段階には至っていないため、こうした自発的な訓練等の取組は市民の安心感につながっており、大変よい取組だと思う。今後も継続的に実施頂けると市としても大変助かる。(地方公共団体)

## 256 卸団地の機能を保つための事業継続計画（BCP）

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
協同組合広島総合卸センター 【平成 28 年】	5240005002351	サプライ関連事業者 【卸売業, 小売業】	広島県

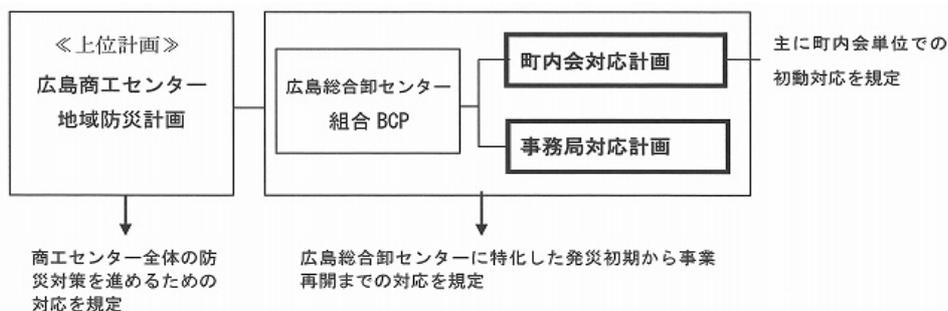
### 1 取組の概要

- 協同組合広島総合卸センターは、食品や繊維、医薬品等の卸業者を中心に、約 300 社が集積立地し、団地内売上高は 7,000 億円を越え、従業員は約 8,300 人を擁する西日本最大の流通拠点である。
- 同卸センターでは平成 3 年、平成 11 年、平成 16 年の合計 3 回、大型台風の直撃を受けており、防波堤の決壊や海水とヘドロの流入、事務所や商品、車両等の浸水被害等、甚大な被害を経験したほか、停電による操業への影響等により、それぞれの災害で、十数億円の被害を出した。
- 護岸工事の実施やポンプ場の整備等のハード面での整備は行政により進められてきたが、緊急事態の際、被害状況の把握や応急対応、復旧に向けた取組、事業継続のためのサポート体制の指示、支援情報の収集・発信等を行う準備がないため、結果として組合員の経営の悪化や顧客の流出につながる懸念される。
- 当団地組合を含む商工センター全体も被害に遭っており、商工センター全体で組織する「商工センター地域経済サミット」において、平成 26 年に「商工センター地域防災行動計画」を策定した。当組合の「組合 BCP」はその下位の計画としての位置づけとして、商工センターの中心となる当組合が、率先して BCP の策定に取り組んだ。

### 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

#### BCP を「町内会対応計画」「事務局対応計画」「資料編」とで構成

- これまでの経験を踏まえ、広島県や広島市の被害想定に基づいた「高潮」、「地震」、「津波」の被害を想定した BCP を作成した。
- BCP は、「町内会対応計画」、「事務局対応計画」、「資料編」で構成されている点に特徴がある。

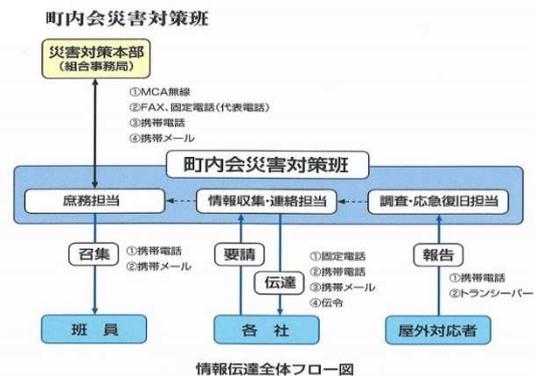


▲BCPの構成

- このうち「事務局対応計画」は、組合事務局が町内会の支援や組合員企業の事業再開支援にあたる手順を検討し、とりまとめられている。
- 同地区では、平成 25 年に「町内会」を組織化し、当組合管轄エリア内に商工センター1 丁目から 6 丁目までに 5 つの町内会があり、各町内会主催で親睦会等各種行事を行っている。
- 同センターでは、その町内会単位で防災対策を講じれば、より効果的な防災活動が展開でき、連帯意識や相互扶助の精神も養われやすいと考え、町内会を主体とした「町内会ワーキング」を実施し、「町内会対応計画」をとりまとめた。



▲町内会ワーキングの様子



▲町会災害対策班における情報伝達フロー

- 災害時の組織は、組合事務局が災害対策本部を担い、各町内会が支部を担うことになり、支部では班長・副班長の下に庶務、情報収集・連絡、調査・応急復旧の各担当を設け、組合員企業とやりとりする。また、高潮・津波等の各種警報発令時や災害発生時における、参集基準や情報伝達方法、気象状況に応じて、各社が、土のうの積み上げ等浸水防止対策を実施し、必要により避難活動を開始すること等も明記した。

### 組合が各町内会に防災倉庫を設置

- 町内会ワーキングの要望事項を踏まえ、各町内会に防災倉庫を設置し、防災関連資機材や備蓄品を配備した。配備する資機材等は、油圧ジャッキやバール・シャベル等の「救助用品」、三角巾や包帯、医薬品等の「救急用品」、発電機や投光器、リアカー等の「災害対策用品」、そして、保存食・保存水等の「水食料」として、その数量は事前に町内会と協議して取り決めた。
- 一方、組合の備蓄品としては、町内会と同様の備蓄品に加え、高波浸水時に不足が見込まれる「土のう」を配備し、あわせて帰宅困難者対策として毛布及び水食糧も組合として備蓄を行なった。

### 3 取組の平時における利活用の状況

- 平時には、情報伝達訓練や、警察署及び消防署と連携した救助・避難訓練、団地内の保育園と連携した園児の避難訓練等を実施し、団地内の様々な企業や施設が一体となった取組を推進することで、災害時に機能する体制づくりを進めている。
- 各町内会の主催で親睦会等の各種行事が行われており、平時のみならず、災害対応における連携を強めることが期待できる。
- 当団地で働く従業員数は約 8,300 人であり、災害発生時には組合員従業員をいかに安全に避難させるかが重要となるが、「緊急時対応ハンドブック」を作成し、自分自身を守るために必要な情報と、初動動作を取りまとめた。避難場所一覧、連絡先一覧、情報入手・発信手段、簡単な初動動作や、救助・消火活動方法等を記載し、名刺サイズに折りたたんで、常に身に付けてもらうよう工夫をした。1 万部を作成し、組合員や関係先団体の従業員への配布を行った。

### 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 災害時に団地の機能が停止すれば、広島都市圏等への影響が大きく、同卸センターでは、BCP による被害の軽減を期待できると考えている。
- BCP は、組合員企業や従業員を守るのが狙いであるが、企業ごとよりも組合全体での取組で一社当たりの経費を抑えることができることに加え、面的に機能することが期待される。

### 5 防災・減災以外の効果

- 同組合では、地域の安全・安心の取組を広くアピールして、同地域への企業誘致を促すことが期待できると考えている。

### 6 現状の課題・今後の展開など

- 同組合では、BCP 策定やデータのバックアップ等に対する組合員の意識は十分でなく、普及活動を進める必要があると考え、BCP の導入サポートを実施していく予定としている。

### 7 周囲の声

- 町内会対応計画により災害に対する安心感がある。(組合員)
- 自行の防災体制とは別に、防災ハンドブックがあることで、避難場所・防災倉庫設置場所・AED 設置場所等の情報が詰まっており、従業員の安心感につながる。(金融機関支店長 防災ハンドブック配布先)
- 良い計画をつくれた。(合同で防災訓練を実施した公共機関)
- 当団地でも、今後参考としたい。(他地域の組合関係者)

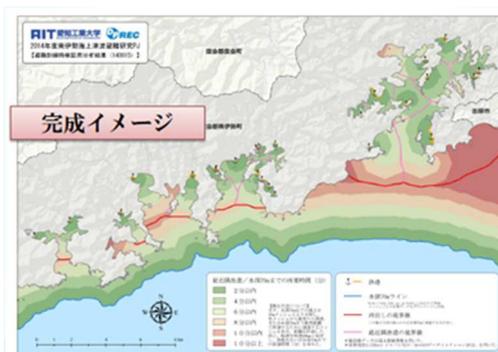
## 257 漁協が主体となった海上避難マップの作成

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
三重外湾漁業協同組合 【平成 28 年】	4190005005410	その他事業者 【漁業】	三重県

### 1 取組の概要

#### 漁協が主体となって、海上避難マップ及び漁港 BCP 計画を作成

- 三重外湾漁業協同組合では、南伊勢町、鳥羽海上保安部、大学関係者等の協力のもと、津波到達時間を想定して操業海域から陸の高台までの避難時間、津波の影響が小さいとされる水深が 70m 以上の沖合までの所要時間等のデータを集め、(1) 津波到達前に高台避難可能海域 (2) 沖合に向かうことのできる海域等を色分けした海上避難マップを作成した。
- さらに、同地域の主要な漁港である奈屋浦漁港が被災した場合を想定し、南伊勢町の漁業機能を継続するために協議会を立ち上げ、被災によって漁業が壊滅する最悪のシナリオを回避するとともに、事業の被害を最小限に留めるための漁港 BCP 計画を策定した。



▲海上避難マップ

### 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

#### 海を仕事場とする漁業者の海上避難訓練の必要性

- 南伊勢町は熊野灘に面し、人口約 14,000 人のうち約 1,000 人が漁協の正組合員と、漁業の盛んな町であるが、海を仕事場とする漁業者の避難訓練は実施されたことがない。そこで漁協は、東日本大震災後、南伊勢町役場を中心に「津波への対策」の機運が高まる中、漁業者を対象とする海上避難訓練の必要性を南伊勢町役場に訴え、南伊勢町、鳥羽海上保安部、愛知工業大学、岐阜聖徳学園大学等の協力を受けて、海上避難訓練を実施することとなった。
- 当初開催された海上避難訓練では、「防災サイレンが海上まで聞こえない」、「携帯電話の電波が繋がらないために避難通知が届かない」といった状態であり、課題が山積していた。そこで、まずは防災サイレン、海上通信インフラ等の見直しといった根本的な課題への対応に 3 年程度要し、海上避難体制を整備した。
- さらに、同漁協は、海上での避難意識を高めるとともに、漁業者へのアンケートを実施し、南海トラフ地震等の地震が発生した際に、海上で避難勧告があった場合にどのような避難行動を想定しているか等を確認し漁業者を対象に防災に関する勉強会を開催した。
- 平成 27 年 9 月の海上防災訓練では、参加した 23 隻に GPS を付けた調査員を同乗させ、調査

員によるメモと GPS データを基に避難行動を分析し、行動履歴から上の避難行動の区別を①沖出し（漁場から水深 70m まで）、②陸上への避難（漁場から漁港、係留作業、一時避難場所まで）の二つに大別して、それぞれの避難に要した時間を比較した。

### 海上避難訓練から得られた教訓

- 事前のアンケート調査では、漁業者の大半が沖出しを実施し避難すると回答していた。海上避難訓練の調査において、比較可能な操業場所の異なる 14 隻を比較した結果、3 隻が陸上避難の方が早く、11 隻が沖出しの方が早いことが確認されたが、沖出し後はしばらく上陸できない状態になり、水、食料、天候等を考慮した場合、沖出しはリスクが高いため、極力、海上避難よりも陸上に避難したほうが安全であることがわかった。
- 湾内にいる場合は、最寄りの港・棧橋を目指せば、基本的に陸上避難で間に合うが、係留作業時間の短縮が必須であることがわかった。また、上陸後に避難所までのルートに迷う参加者もいたため、上陸後から避難所までの案内をわかりやすく示す必要があることがわかった。

### 海上避難マップを船上で携帯する必要性

- 海上避難訓練の結果から、各漁場から陸上避難、沖出しを判断できる海上避難マップがあれば、より正確な判断ができるとの考えから、海上避難訓練の調査結果を基に海上避難マップを作成している。また、海上避難マップを船上に持参したいとの声もあり、船上に持参できるサイズ及び防水機能を有したものにした。

## 3 取組の平時における利活用の状況

- 同取組を通して、海上通信インフラ等の見直しといった根本的な課題に対応した結果、平時の業務において、船上と陸上の連絡が容易になり係留作業や漁港への搬送がスムーズになり、漁業の活性化につながっている。

## 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 海上避難マップや避難訓練の実施等により、津波が発生した場合に、陸上避難をすべきか沖だしすべきかの判断基準が準備されるとともに、上陸の際の係留作業時間の短縮化や避難経路の案内等の課題も明確となった。これらの知見の適切な運用や課題解決を図ることで、漁業者の命を守ることにつながる。

## 5 防災・減災以外の効果

- 南伊勢町の主要産業である漁業の強靱化に取り組む結果、漁業者は安心して漁業に専念できるようになり、地域住民も安心して暮らすことができ、他の産業も腰を据えて業務ができるようになってきている。地域主要産業の強靱化を図ることで地域発展・地方創生につながっている。

- 大学関係者と連携して調査や海上避難マップを作成する中で、学生も毎回 30 人ほど参加しており、学生から漁業者にスマホや GPS の利用方法や便利な使い方を教えてもらい、平時の漁業にも漁業者はスマホや GPS を活用できるようになった。

## 6 現状の課題・今後の展開など

### 漁港 BCP の策定の必要性

- 同漁協は、南伊勢町の漁業の中心である奈屋浦漁港の事業継続計画（BCP）を策定することを関係者で合意した。このため、水産庁、三重県、漁協、役場、漁業者、運輸業者等で構成された関係者で協議会を立上げ、具体的な計画を作成している。

## 7 周囲の声

- 今回の海上避難訓練が一過性の訓練・調査に終わるのではないかと不安だったが、漁協、南伊勢町役場から海上避難訓練の教訓を海上避難マップや漁港 BCP に役立てたいとの連絡を受けた時には非常に嬉しかった。今後、災害時等にこのような海上避難マップや漁港 BCP の活用は非常に有意義なものになるものと期待している。（大学関係者）

## 258 漁村での「むら」ぐるみの防災活動 「むらの覚悟」

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
佐伯市米水津・宮野浦地区「むらの覚悟委員会」 【平成 28 年】	-	その他事業者 【漁業】	大分県

### 1 取組の概要

#### 「むら」ぐるみでの防災活動

- 佐伯市米水津の宮野浦地区の住民が中心となり設立した「むらの覚悟委員会」は、災害時の対応をまとめた冊子「むらの覚悟」を発行し、地区住民や水産加工会社をはじめとした地区の事業所等に配布し、災害時における対応ルールを統一する活動を展開している。また、住民主導で高台に独自の「避難所」を整備し、飲料水や食料、衣料等の備蓄品を住民で持ち寄るなど、手づくりの活動をすすめている。

### 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

#### 「むらの覚悟委員会」設立

- 米水津の宮野浦地区は、リアス式海岸で、東日本大震災時に甚大な津波被害が出た東北地方の漁村と地形が似ている。また、水産加工業が有名な地域で、住民 400 人に対し、水産加工業の従業者が 400 人近くおり、その多くは地区外からの労働者である。このため、地元住民だけではなく、土地勘のない従業者も視野に入れた防災対策が急務であった。
- まちづくりや地域活性化等を手がける NPO 法人「大分研究所」の協力のもと、地区役員と水産加工業の経営者が協議・相談した結果、「今のうちに対策をしておかなければ、宮野浦地区とこの産業そのものが消滅してしまう」との思いで一致し、平成 23 年 10 月「むらの覚悟委員会」を設立し、今後、予想される南海トラフ地震に備え、みんなで生き延びるすべを検討し、実践している。



▲ 「むらの覚悟委員会」発会式の様子

#### 備蓄倉庫・避難所を高台に設置

- 「むらの覚悟委員会」は、県の補助金事業を活用し、海外輸送時に多く使用されている大型の「コンテナ」を購入して防災備蓄倉庫として改造、平成 24 年 9 月、防災意識のシンボルとして 2 次避難所となる標高 20 メートルの採石場跡地に設置した。また、保管する備蓄品は、住民参加型の持ち寄り方式とし、各家庭から食品、衣類、毛布、鍋等を収集した。その後も、住民主導により避難所を建設し、資材倉庫、貯水タンクを隣接して設置するなど段階的に避難所を充実

させている。現在、非常食（アルファ化米、缶詰等）は1,000食分、毛布類は約100枚を備蓄している。

### 災害時の決めごとをまとめた冊子「むらの覚悟」発刊、配布



▲各家庭からの備蓄品を収集



▲備蓄倉庫の様子

- 地区住民のほか、地区外からの労働者や海外の研修生等土地勘のない従業員もいることから、災害時にみんなで生き延びるための「決めごと」を冊子にした「むらの覚悟」を、平成24年3月に発刊した。また、第2版を平成25年3月に発刊し、地区全戸及び水産加工会社等地区の事業所に配布し、災害時対応の意思統一を図っている。



▲冊子「むらの覚悟」

### 防災意識向上活動

- 日本文理大学との協働により、GPS測量による津波浸水区域の3Dマップを作成し、冊子に掲載している。このような「見える化」による手法を多く取り入れて、住民の防災意識向上につなげている。



▲宮野浦地区の津波浸水予想図（11m想定）

## 3 取組の平時における利活用の状況

### 防災学習の展開

- 高台の避難所は、毎年3月と11月に実施される避難訓練に活用されている他、将来の子どもたちの「防災力」を養うため、宿泊体験等に活用されている。



- 宿泊体験の際には、炊き出し訓練や、飲料水をつくる造水機の操作の体験を行い、災害時に生かすことのできる知識の体得を目指している。また、「釜石の奇跡」のアニメ等を見て、感想を話し合うなどの活動も行われている。

#### 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 米水津の宮野浦地区の取組は、地区住民が自ら必要と感じることを主体的に実践していることが強みであり、手づくりの防災活動であることが、コスト面での継続性向上や地域の一体感の醸成にもつながっていると考えられる。地区住民が主体となった自助・共助の強靱化事例として、他地域においても参考となる。

#### 5 防災・減災以外の効果

- 避難所の整備をきっかけに、高齢者を対象にした「ノルディックウォーキング講習会」等の「避難+レクリエーション」イベントが行われており、住民の健康づくりにもつながっている。

#### 6 現状の課題・今後の展開など

- 米水津の宮野浦地区の取組は、多くの国・自治体関係者から視察されており、他地域の防災対策のモデルとなっている。
- 「むらの覚悟委員会」では、避難所がより一層地域住民の集いの場となるよう、水産加工会社等の寄付により、避難所周辺桜の木等の植樹を行っている。

#### 7 周囲の声

- 宮野浦地区「むらの覚悟委員会」は、住民の主体的で包括的な取組をベースにしながら、地区外の企業や NPO 等各種団体と連携を取りながら活動を展開しており、そのネットワークも高く評価される。(防災まちづくり大賞選定委員)

## 259 漁民による漁民のための漁船避難のルールづくり

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
根室市落石漁業協同組合 国立大学法人群馬大学 株式会社ドーコン 【平成 27 年】	7460405000022 9070005001680 5430001021765	その他事業者 【漁業】	北海道

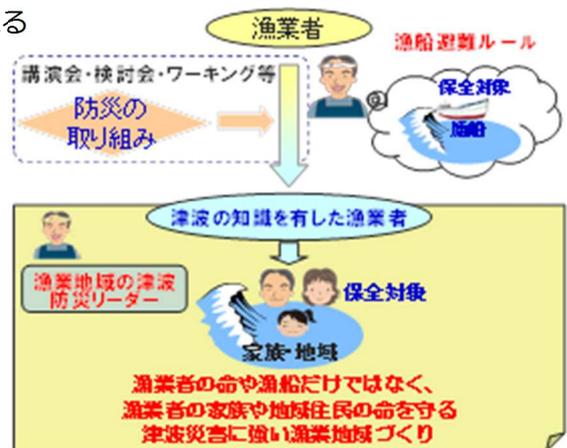
### 1 取組の概要

- 過去の津波では、命の危険を顧みず、漁船を冲出しし、津波を乗り切った船がある一方、転覆により犠牲となった人もいる。「災害に強い漁業地域づくりガイドライン（水産庁）」（平成 18 年 3 月）では、港内漁船の冲出しは原則禁止とされているが、同ガイドライン公表後も漁船の冲出しが後を絶たない状況にある。
- 根室市落石漁業協同組合では、海底地形や沿岸地形、漁業形態等、地域の特性を踏まえた漁船避難ルールの作成が不可欠と考え、群馬大学片田敏孝教授及び株式会社ドーコンと連携し、漁業者の実情を踏まえた漁船避難ルールの作成に着手した。

### 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

#### 漁民の主体的な意見に基づく検討

- 津波が襲来した際に漁船を冲出しするか否かの判断は、漁民の命にとって極めて重大な事項である。このため同漁協では、漁船避難ルールを決める際には、漁民自ら検討し決定する必要があると考え、同組合に所属する漁民から構成される漁民ワーキンググループ（以下、漁民 WG）を結成し、津波襲来危険時における漁船の避難ルールの検討を行った。
- 漁民 WG では、群馬大学片田敏孝教授と株式会社ドーコンの協力のもと、津波現象や津波情報に対する正しい知識を提供するとともに、漁民自ら主体的に検討する必要性を促した。具体的には、気象庁の津波警報区分に応じた避難海域や津波到達までの残り時間に応じた漁船の冲出し可否を検討し、漁民の滞在場所や漁船の種類に応じた具体的な判断基準を導き出した。
- なお、避難ルール策定にあたって、実効性を担保するため、様々な種類の漁船が参加する冲出し訓練を実施し、避難海域までの所要時間と漁船冲出し時の課題を把握した。



▲漁民を通じた漁業地域づくりの取組

### 3 取組の平時における利活用の状況

- 同漁協では、今後の大規模地震災害に備えて、平時から漁民の理解を促すとともに有事に活用できるよう漁船避難ルールブックのリーフレットを作成し、利便性を向上させている。各家庭で日頃から参照可能なように「自宅版」を作成するとともに、船上でも確認できるよう「漁船用」も準備し、漁業者へ配布している。



▲漁船避難ルール（自宅用・A3版）



▲漁船避難ルール（漁船用・A4版）

### 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 同漁協では、本取組の結果、東日本大震災時には漁民の適切な対応行動が実現された。具体的には、港内漁船の沖出しは、約 86%の漁民が水深 50m 以上の海域へ沖出し、最大波到達前に港内係留のほぼ全漁船が沖出し、大津波警報が解除されるまで沖合に待機していた。
- 漁民の家族を含む地域住民の避難率は他地域に比べ大幅に高かった。隣接自治体における避難率は約 45%、根室市内他地域の避難率約 28%に対し、漁民の家族を含む落石地区住民の避難率は約 80%となっている。

### 5 防災・減災以外の効果

- 漁民 WG の内容は、漁民から漁民の家族、その友人・知人に伝わっており、漁民を起点に地域全体に大規模地震災害時における適切な対応の重要性についてのコミュニケーションが活性化されている。
- 同取組を通して、海上通信インフラ等の見直しといった根本的な課題に対応した結果、平時における業務において、船上と陸上の連絡が容易になり、係留作業や漁港への搬送がスムーズになるなど漁業の効率化につながった。

## 6 現状の課題・今後の展開など

- 東日本大震災時には、本取組の効果を実感することができた一方で、避難率は100%ではなかったこと、隣接自治体の避難率が低かったことから、本取組を地域全体に浸透するとともに隣接地域にも波及する取組を検討している。

## 7 周囲の声

- 漁民たちのこれまでの経験に基づく避難対策を、漁民たち独自によってまとめ、漁民が自発的に共通理解のもと避難が行える体制が構築できていることは、災害時の被害を最小限化できる取組である。(防災関係団体)

**260 空港利用者をターミナルビルで働くすべてのスタッフで守る**

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
日本空港ビルデング株式会社 【平成 28 年】	7010801014496	インフラ関連事業者 【不動産業、物品賃貸業】	東京都

- 羽田空港国内線旅客ターミナルビルの管理・運営を行う日本空港ビルデング株式会社では、災害が起こった場合には、対策本部が情報収集と指揮命令を実行するとともに旅客ターミナルビルで働くスタッフが防災要員となる体制を構築している。
- 同社では、災害時に羽田空港に一時的に留まる帰宅困難者を 11,000 人と想定し、食料・飲料を 3 日分備蓄している。また、帰宅困難な状況が続く場合は、直営売店や提携のテナントの店頭商品等を提供することとしている。
- さらに、入居者による「共同防火・防災管理協議会（事務局：日本空港ビルデング）」を組織し、定期的に講習会を開催し、防災に対する深い理解を図るとともに、ポケット版防災マニュアルを空港内全従業員（約 3 万人）に配布し災害が発生した際、落ち着いた確かな行動がとれるよう年間を通して各種訓練を実施している。



▲総合防災訓練

**261 地域の災害医療に貢献するための薬局の BCP の策定**

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
株式会社田無薬品	3012701004390	サプライ関連事業者 【卸売業、小売業】	東京都
株式会社実務薬学総合研究所 【平成 28 年】	7012701013082	その他事業者 【複合サービス事業】	

- 株式会社田無薬品は、東日本大震災を機に、「薬局は公共的な仕事であり、病院や地域住民への医薬品供給する社会的責任がある」と感じ、病院、薬局、クリニック、薬剤師会、福祉施設、一般企業に対して BCP 策定支援コンサルティングを行う株式会社実務薬学総合研究所を設立した。また、東京を中心に展開している薬局 9 店舗において BCP 策定を行い、各店舗において、スタッフの出社が困難となった場合や、医薬品・容器・調剤機の使用ができなくなった場合等の被害想定シナリオを把握するとともに、業務を休止しないための必要な対策を検討するなど、通常業務の回復を目指した行動計画を策定した。
- さらに、BCP の年間活動計画（BCM）に沿って、平成 28 年度は 4 回策定した BCP を基に安否確認・店舗被害状況確認訓練を実施した上で課題とその対策を検討し、BCP 文書の変更を行った。同時に、同 BCP に基づき、薬局の近隣医療機関との連携や災害時に設置される医療救護所への薬剤師派遣計画についても検討を継続している。

## 262 旅館やホテルが取り組む防災活動

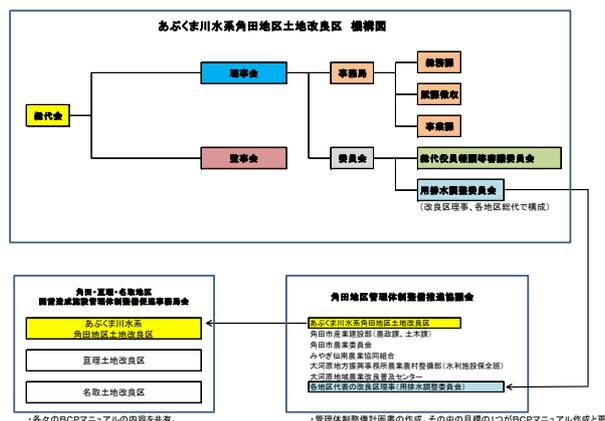
取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
道後温泉旅館協同組合 【平成 28 年】	3500005001072	その他防災関連事業者 【宿泊業, 飲食サービス業】	愛媛県
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 愛媛県松山市の道後温泉は、年間 100 万人が訪れる四国有数の観光地である。一方、温泉の周辺地区は旅館や商店等が密集しており、南海トラフ地震等が発生した際には建物の倒壊や火災の発生等が懸念される。</li> <li>● このための道後温泉旅館協同組合では、平成 28 年 3 月に、旅館・ホテル、商店街、公民館、子規記念博物館、銀行等計 43 施設 174 人が参加した合同防災訓練を実施した。</li> <li>● 訓練では、地震による火災を想定し、通報から避難誘導、不明者搜索、本部への連絡といった連携作業の確認に加え、起震車での地震体験、消火訓練、AED 操作や担架作成・人工呼吸等の救命訓練、発電機の操作訓練等を実施した。</li> <li>● また同組合では、訓練の他に、備蓄用にも機能する自動販売機や衛星電話、発電機、ヘルメットの導入に取り組むとともに、宿泊施設に最低でも 1 人以上の防災士の資格取得を推奨するなど、観光地ならではの活動に取り組んでいる。本年 8 月時点で組合内の防災士が合計 34 名、防火連絡協議会に加入する施設は、21 施設となっている。</li> </ul>			
			
			▲訓練時の風景

# 387 災害時のための相互応援体制の構築

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
あぶくま川水系角田地区土地改良区、亘理土地改良区、名取土地改良区 【平成 29 年】	5700150036215 6700150035793 8700150035791	その他事業者 【農業、林業】	宮城県

## 1 取組の概要

- 宮城県南部の角田地区・亘理地区・名取川地区の土地改良区は、土地改良区のネットワーク及び地域防災対策体制の構築を目的に、「大規模災害時における相互応援に関する協定」を、平成 27 年 2 月に締結した。応援要請した土地改良区に対し、物資提供、機械貸出及び人員や技術者派遣が盛り込まれ、現在、「災害時対応マニュアル」の策定に取り組んでいる。



▲角田地区土地改良区の組織図

## 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

### 三地区内での災害時対応マニュアル作成で近隣改良区間での交流と連携強化(角田地区の事例)

- 本協定は、国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）を活用し、近隣土地改良区との連携強化と情報連絡体制の構築を目的に締結された。具体的には、防災機能を含めた施設の持つ多面的機能の発揮と適切な管理体制の構築及び改良区間のネットワーク作りのほか、役割分担の明確化等を目的に、県、市、農業委員会、J A、土地改良区、地元代表から構成される角田地区管理体制整備推進協議会内で管理体制整備計画書を作成した。
- 協定締結前は、近隣土地改良区であっても実際には交流が少なく、互いの水利施設の管理方法や管理体制等のほか、業務及び運営方法等の情報が共有されていなかった。また、東日本大震災により甚大な被害を被った亘理及び名取川地区においては、復旧・復興を進める際に、人員と資機材が不足したほか、国の担当者と現場の土地改良区職員との意思疎通の不足等により、復旧への対応に遅れが生じた。このことから、3土地改良区間で「大規模災害時における相互応援に関する協定」を締結するとともに、現在は、3土地改良区間の交流と連携強化を図るため、同マニュアルを作成中である。

### 土地改良区間で資機材貸出、情報共有と技術者派遣の体制構築

- 本協定は、各土地改良区の保有する資材及び機材の状況や協力体制に関する情報を共有し、応援依頼を受けた土地改良区が、応援要請した土地改良区に対し、物資の提供や機械の貸出のほか、人員や技術者を派遣するものとなっている。このうち、物資や消耗品等の費用は、応援要請した土地改良区で負担するなどの取決めを行っている。なお、協定文書には各土地改良区の資

格保有者一覧表（ポンプ施設管理技術者等）、資材・機材一覧表（発電機、建機等）が付されており、実際に災害が起きたときに参照できるようになっている。

### 3 取組の平時における利活用の状況

- 連絡手段としては、携帯端末を活用し、掲示板（LINE）にお互いの地区の災害状況の掲載を行っている。強い地震が発生（震度4以上）した際には、施設の点検状況を掲載し、大雨による洪水時においては排水機場の稼働状況や冠水被害の有無を掲載している。
- 本掲示板は、平時の土地改良区間における担当者間の業務連絡にも使われており、スムーズに連絡ができています。



▲LINEによる改良区間の情報共有

### 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 同マニュアルの作成に当たっては、角田地区では土地改良区の総代と理事で構成される用排水調整委員会を登録し、主要な施設を土地改良区職員が、また、末端部等は用排水調整委員会が点検を行い、異常があった場合は直ちに土地改良区へ連絡する体制をつくっている。

### 5 防災・減災以外の効果

- この協定の締結以降、定期的に県南3地区会議を行い土地改良区間の情報交換を行っている。これにより、従来の管理方法や業務運営の改善に向けた検討を行えるようになり、管理水準の向上と管理体制の整備が図られた。また、土地改良区間のネットワークの強化も図られ、他土地改良区との連携強化と情報共有をいち早く行えるようになった。

### 6 現状の課題・今後の展開など

- 現在、大震災を教訓にした土地改良施設用の災害時対応マニュアルを作成中であり、災害時に迅速な復旧・復興を行うため、本協定書の内容も反映する内容とする予定である。現状は災害時対応マニュアル（導入編）を作成している段階で、詳細な内容については、今後協議会及び県南3地区会議内でさらに検討していく。
- 平成27年9月の関東・東北豪雨の際に、角田地区土地改良区管轄内での災害時の対応において、協定内容の実効性について一部課題が残った。今後は、県内8地区間での協定を考えているが、情報共有などについて実効性のある内容となるように検討する。

### 7 周囲の声

- 土地改良区が管理する用排水路等の農業水利施設は、その適切な保全・管理を通して、地域排水等の防災・減災や環境維持等の公益的な役割も果たし、今後も継続的に維持されることが期待されている。隣接する複数の土地改良区が連携して災害時の応援体制を構築することは、危機管理能力及び組織の運営基盤や職員の技術力の強化にもつながっている。（地方公共団体）

### 388 火山噴火時の経験を取り込んだ事業継続計画の策定

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
京セラ株式会社 鹿児島国分工場 【平成 29 年】	4130001000049	その他事業者 【製造業】	鹿児島県

- 京セラ株式会社鹿児島国分工場は、従業員 4,500 人を抱え、電子部品を製造する同社の国内最大規模工場であり、霧島山、桜島等、国内有数の火山地帯に立地しているため、噴火災害の危機対応が事業継続上の重要課題となっている。同社では、新燃岳が噴火した際の経験を基に、本社、近隣事業所と連携して噴火警戒レベル毎の対応ルール等、方針の見直しを行った。
- 平成 23 年 1 月の新燃岳噴火時、気象庁は噴火警戒レベル 3 と公表した。同社指針では情報収集に止まるレベルだが、地域の道路は封鎖され、工場への影響が懸念された。そこで同社はレベルを一段階上げ災害対策本部を設置し、事業継続への活動を行った。
- 噴火災害は地震災害と異なり噴火による影響が長期化し、風向きによって影響範囲が刻々と変わるため、通常業務へ戻すタイミングが難しく、噴火情報の収集とその情報に応じた対応が必要となる。新燃岳噴火時、同社は火山灰を回収するためにシヨベルローダーをリースし、建屋に火山灰が侵入しないよう扉の隙間にクッションを取り付ける等の対応を行い、通常業務を維持し続けた経験から、噴火時に必要な備品やその運用に係る準備を追加した。



▲平成 23 年新燃岳噴火  
鹿児島国分工場  
本館屋上より撮影

### 389 施設管理者同士が連携してつくる事業継続計画

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
浜名湖北部用土地改良区 【平成 29 年】	4700150046264	その他事業者 【農業、林業】	静岡県

- 浜名湖北部用土地改良区は、多目的ダム（防災・農水・上水）として築造された都田川ダムを取水源として下流約 7 km 地点に送水に重要な須部頭首工、湖北揚水機場、国営、県営用水管路等の施設維持管理をしており、丘陵性山地の斜面地帯である浜名湖北部地区の樹園地営農に非常に重要な役割を担っている。そこで同土地改良区では、BCP を作成し、役割が速やかに果たせるように手順のマニュアル化に取り組んだ。
- 同地区内の施設の維持管理については、平時同土地改良区が管理する施設と地元の水利組合が管理する施設とに分かれており、本 BCP では、非常時の初動体制の中に、地元水利組合まで含めた指揮命令担当者の明確化を図っている。
- なお、地震時のみならず、台風や集中豪雨等の際にも、土砂の流出や用水管路の漏水、ポンプ施設の不具合発生等についての点検調査や、協力企業との連携について、同様の体制をとることとしており、日頃から職員の意識・知識の向上に努めている。



▲湖北揚水機場から送水する  
管路・吐水槽施設

### 390 震度4でも一時間以内に施設点検が可能な体制づくり

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
芳賀台地土地改良区 【平成29年】	9700150019447	その他事業者 【農業、林業】	栃木県
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 那珂川水系荒川より農業水利施設の頭主工及び揚水機場を用いて取水し、56kmの用水路と2ヶ所の調整池、2ヶ所の揚水機場で農用地に排水を行っている芳賀台地土地改良区では、東京湾北部や茨城県沖、茨城県南部などで想定されるM7級の大規模地震への備えとして、関係する機関の協力を得て業務継続計画（BCP）の整備を行った。</li> <li>● 同土地改良区では東日本大震災において、揚水施設や水路（管水路）に大きな被害が発生し、農業用水の供給停止に加え、道路の陥没が発生したため、資機材等の事前準備、事前行動計画及び初期体制の強化、代替水源・急急復旧策の検討、役職員の行動計画等を作成した。</li> <li>● 普段から点検パトロールを重視し、震度4以上の地震が発生した場合、発生から1時間以内に、揚水機場等の施設を抱えている市町村に改良区職員が自ら点検に行くこととしている。</li> <li>● また、同土地改良区が管理する調整池（農業用ダム）は、通年を通じ、一定の用水が確保されていることから、大規模火災（山火事等）発生時の消防用水として、平成20年には芳賀地区広域行政事務組合消防本部と「緊急時における水利施設（調整池）の使用に関する覚書」を締結した。</li> </ul>			
			 <p>▲放水訓練の様子</p>

### 391 灌漑用水を用いた原野火災を防ぐ体制づくり

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
大山山麓地区土地改良区連合 【平成29年】	3700150055290	その他事業者 【農業、林業】	鳥取県
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大山山麓地区は、秀峰大山の北部から南西部にかけて扇状に広がった広大な山麓地域である。この地域は、丘陵台地の畑地帯であることから、用水のほとんどは天水に依存しており、畑地灌漑用水の確保が課題となっていたが、農業用水を確保するため下蚊屋ダムが造成されるとともに畑地帯に配水する灌漑施設が整備された。</li> <li>● この地域は、春季や秋季などの乾燥期には害虫・除草目的の野焼きからの出火や建物の火災が発生するが、丘陵台地であることから防火用水の確保が課題となっていた。このため、平成15年度に畑地灌漑施設を管理する大山山麓地区土地改良区連合は、整備された畑地灌漑用水を防火用水として活用することについて、鳥取県西部広域行政組合消防局と施設使用協定を取り交わした。以来畑地灌漑施設は防火用水としても活用され、特に初期消火に成果を上げている。</li> <li>● 災害時に確実に対応するべく、集落の消防団による畑地灌漑施設を利用した消火訓練や、毎年鳥取県西部広域行政組合消防局と協力して畑地灌漑施設の点検が行われている。</li> </ul>			

**392 地域と連携した BCP の策定**

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
宮川用水土地改良区 【平成 29 年】	-	その他事業者 【農業，林業】	三重県

- 津波等により調整池や幹線水路が被災した場合、地域農業に与える影響は甚大になると予想されることから、伊勢湾に面する宮川用水土地改良区では被害を最小限に留め、効果的な復旧を進めるために、BCP（事業継続計画）を策定した。
- 同土地改良区では、従来から制定されていた「洪水時の緊急配備体制」と併せて、平時巡視や毎年の机上及び実地訓練を行い、マニュアルの検証と改訂を行っている。
- また同土地改良区では、「農業用水に関する防災拠点」となるべく



▲アドプト協定による施設の維持管理

災害に対応する組織づくりに重点をおく。同区の下部組織である関連土地改良区や地域農家との連携に力を入れており、地域住民とのアドプト協定（農業施設を協定先の“養子”と考え、施設の維持管理を地元に依頼するとともに、農業用水の農業外利用等を認める取組）を推進している。現在 9 団体とアドプト協定を締結しており、管理が必要な幹線水路延長の約 30%がカバーされている。かつては末端の土地改良施設はほぼ手つかずの状態でも故障も多発していたが、個々の地域が適正な管理を行うことで、事故や災害の防止、施設の長寿命化等につながっている。またアドプト協定を結んだ地域は、緊急時に防火用水として農業用水が利用できるよう施設の改良等も実施している。